

広島県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十一号

広島県防災会議条例の一部を改正する条例

広島県防災会議条例（昭和三十七年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 三人以内

第二条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

第三条第一項中「五十九人以内」を「六十二人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。